

# I 共通事項

1. 2019年度介護報酬改定について  
(1) 消費税率引上げに伴う改定等

(2) 介護職員の更なる処遇改善

2. 適切なサービス提供について  
(1) 業務管理体制の整備・届出

(2) 加算等に関する手続き

3. 介護関係制度について【資料1】  
(1) 介護職員等による喀痰吸引等

(2) 介護支援専門員研修

(3) 高齢者虐待の防止

(4) 介護人材関係の情報掲載【資料2】

(5) 福祉サービス第三者評価制度【資料2】

4. 諸機関からのお知らせ【別資料】

(1) 労働相談 / 県労働委員会

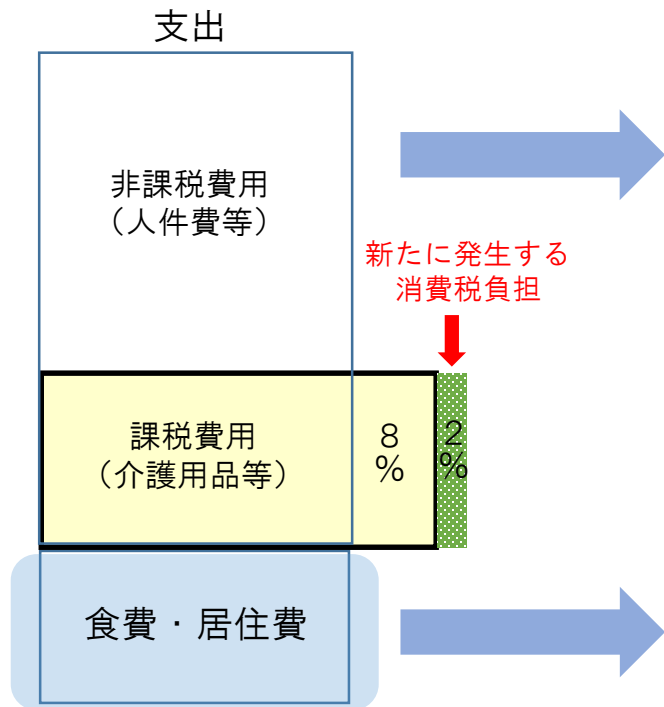
(2) 感染症対策 / 県薬事衛生課

(3) 受動喫煙対策 / 県健康推進課

# 1. 2019年度介護報酬改定について

## (1) 消費税率引上げに伴う改定等

改定率 +0.39%  
※ 基準費用額の対応で、別途国費7億円程度



### ①介護報酬

- 介護報酬については、給付の9割をしめる基本報酬への上乗せを行う。上乗せ率は、各サービスの課税費用の割合を算出して定める。(加算報酬についても、課税費用の割合が高いものについては、上乗せを行う。)
- 在宅サービスの利用量の上限である区分支給限度額について、介護報酬の上乗せに伴い引き上げを行う。

### ②食費、居住費（基準費用額の対応）

- 食費、居住費への補足給付の算出の基礎となる費用について、消費税率引き上げによる影響分について上乗せを行う。

# 介護保険サービスにおける費用構造推計の結果

社保審一介護給付費分科会  
第166回（H30.12.12）資料2  
より

	①非課税費用 (収支差額を含む)	②課税費用	③減価償却費	②、③の合計
1 介護老人福祉施設※	84.1	14.1	1.8	15.9
2 介護老人保健施設※	77.0	18.4	4.6	23.0
3 介護療養型医療施設※	70.8	25.8	3.3	29.2
4 訪問介護（介護予防を含む）	83.5	15.4	1.2	16.5
5 訪問入浴介護（介護予防を含む）	75.6	23.0	1.4	24.4
6 訪問看護（介護予防を含む）	83.9	14.8	1.3	16.1
7 訪問リハビリテーション（介護予防を含む）	71.0	25.8	3.2	29.0
8 通所介護（介護予防を含む）※	75.9	19.9	4.2	24.1
9 通所リハビリテーション（介護予防を含む）※	75.8	20.5	3.7	24.2
10 短期入所生活介護（介護予防を含む）※	85.1	13.4	1.5	14.9
11 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）※	76.8	22.4	0.8	23.2
12 福祉用具貸与（介護予防を含む）	44.7	51.8	3.5	55.3
13 居宅介護支援	84.1	14.7	1.2	15.9
14 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	88.0	10.9	1.0	12.0
15 夜間対応型訪問介護	81.5	17.0	1.5	18.5
16 地域密着型通所介護	72.0	23.7	4.2	28.0
17 認知症対応型通所介護（介護予防を含む）※	78.4	17.8	3.9	21.6
18 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）※	79.3	16.4	4.3	20.7
19 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）※	86.1	13.1	0.8	13.9
20 地域密着型特定施設入居者生活介護※	82.9	15.7	1.4	17.1
21 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護※	85.5	11.6	2.9	14.5
22 看護小規模多機能型居宅介護※	76.3	18.7	5.0	23.7
全 体	79.0	18.4	2.7	21.0

（注1）平成29年度介護事業経営実態調査（以下「調査」という。）の結果数値等を用いて推計。

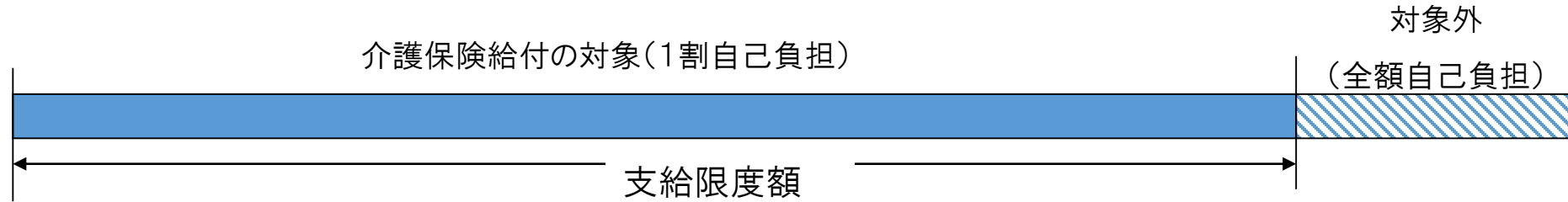
（注2）※を付したサービスについては、保険給付対象外の費用（建物及び建物付属設備減価償却費、給食材料費等）を除いて算出しているため、調査結果の数値と異なる。

（注3）全体については、総費用額に対するサービス毎の費用額の構成比に基づいて算出した加重平均値である。

# 区分支給限度基準額について

- 在宅サービスについて、利用者の状況に応じた適正なサービスを提供する観点から、必要な居宅介護サービスのモデルを用いて、要介護度毎に区分支給限度基準額を設定。

→ 支給限度額を超えるサービスを受けた場合、超える分の費用は全額自己負担



- 要介護度別の支給限度額

	支給限度額(円)【見直し後】	支給限度額(円)【現行】
要支援1	50,320	50,030
要支援2	105,310	104,730
要介護1	167,650	166,920
要介護2	197,050	196,160
要介護3	270,480	269,310
要介護4	309,380	308,060
要介護5	362,170	360,650

(注)額は介護報酬の1単位を10円として計算。

# 施設系サービスにおける食費・居住費の平均的な費用額の推移

			【見直し後】 基準費用額 (月額)	【現行】 基準費用額 (月額)	平成29年度 介護事業経営実態調査 (①)		平成26年度 介護事業経営実態調査		平成20年度 介護事業経営実態調査		平成17年度 介護事業経営実態調査		平成16年 介護事業経営概況調査			
					(平成28年度収支)		(平成26年3月収支)		(平成20年3月収支)		(平成17年3月収支)		(平成16年9月収支)			
食費			42,317	41,952	合計	43,644	合計	41,183	合計	40,361	合計	40,270	合計	42,229		
					調理員等	26,089	調理員等	23,807	調理員等	24,193	調理員等	23,952	調理員等	25,339		
					材料費等	17,555	材料費等	17,376	材料費等	16,167	材料費等	16,319	材料費等	16,891		
居住費	多床室	特養	25,992 (国庫補助金等相当額を 勘案)	25,536 (国庫補助金等相当額を 勘案)	合計	43,217										
		老健 療養		11,461	11,248 (~26年度 9,728)	光熱水費	10,469 (H28家計調査)	光熱水費	11,215 (H25家計調査)	光熱水費	10,101 (H19家計調査)	光熱水費	9,863 (H17家計調査)	光熱水費	9,490 (H15家計調査)	
															9,484 (H16家計調査)	
	従来型個室	特養	35,598 (国庫補助金等相当額を 勘案)	34,960 (国庫補助金等相当額を 勘案)	合計	54,427	合計	54,097	合計	53,913	合計	61,787	合計	53,931		
					減価償却費	36,524	減価償却費	31,022	減価償却費	34,955	減価償却費	43,871	減価償却費	37,688		
					光熱水費	17,903	光熱水費	23,075	光熱水費	18,958	光熱水費	17,916	光熱水費	16,243		
		老健		50,707	49,856	合計	43,959	合計	47,660	合計	57,172	合計	57,343	合計	60,509	
						減価償却費	27,452	減価償却費	26,206	減価償却費	40,742	減価償却費	43,247	減価償却費	44,428	
					光熱水費	16,507	光熱水費	21,454	光熱水費	16,430	光熱水費	14,096	光熱水費	14,096	光熱水費	16,081
		療養		50,707	49,856	合計	38,620	合計	35,127	合計	60,449	合計	64,938	合計	63,936	
					減価償却費	27,711	減価償却費	23,767	減価償却費	47,655	減価償却費	52,251	減価償却費	50,827		
				光熱水費	10,909	光熱水費	11,360	光熱水費	11,360	光熱水費	12,793	光熱水費	12,688	光熱水費	13,109	
		ユニット型個室の多床室	50,707	49,856												
	ユニット型個室				合計	63,848	合計	64,642	合計	67,036	合計	62,477	合計	67,794		
			60,982	59,888	減価償却費	45,693	減価償却費	39,988	減価償却費	49,546	減価償却費	43,839	減価償却費	49,071		
				光熱水費	18,155	光熱水費	24,654	光熱水費	17,490	光熱水費	18,638	光熱水費	18,723			

- 注1 基準費用額の月額は、一月を30.4日とし、これに日額を掛け合わせて算出している。  
 注2 調理委託している場合の費用は、調理員等を含めている。  
 注3 減価償却費、光熱水費には食事サービス部門が含まれている。  
 注4 家計調査の数値は、高齢者世帯1月あたり光熱水費支出額を世帯人員で除した値である。  
 注5 27年度に多床室の基準費用額は見直しを行った。  
 注6 27年8月から特養の多床室の入所者から居住費(室料相当分)の負担を求めることとした。

## 低所得者の食費・居住費の負担軽減（補足給付）の仕組み①

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を介護保険から特定入所者介護サービス費（補足給付）として給付。

		基準費用額(日額(月額)) 上段:見直し後 下段:現行	負担限度額 (日額(月額))			
			第1段階	第2段階	第3段階	
食費		1,392円 (4.2万円) 1,380円 (4.2万円)	300円 (0.9万円)	390円 (1.2万円)	650円 (2.0万円)	
居住費	多床室	特養等 855円 (2.6万円) 840円 (2.6万円)	0円 ( 0万円)	370円 (1.1万円)	370円 (1.1万円)	
		老健・療養、医療院等 377円 (1.1万円) 370円 (1.1万円)	0円 ( 0万円)	370円 (1.1万円)	370円 (1.1万円)	
	従来型 個室	特養等 1,171円 (3.6万円) 1,150円 (3.5万円)	320円 (1.0万円)	420円 (1.3万円)	820円 (2.5万円)	
		老健・療養、医療院等 1,668円 (5.1万円) 1,640円 (5.0万円)	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)	1,310円 (4.0万円)	
	ユニット型個室的多床室		1,668円 (5.1万円) 1,640円 (5.0万円)	490円 (1.5万円)	490円 (1.5万円)	1,310円 (4.0万円)
	ユニット型個室		2,006円 (6.1万円) 1,970円 (6.0万円)	820円 (2.5万円)	820円 (2.5万円)	1,310円 (4.0万円)

※月額については、一月を30.4日として計算

# 低所得者の食費・居住費の負担軽減（補足給付）の仕組み②

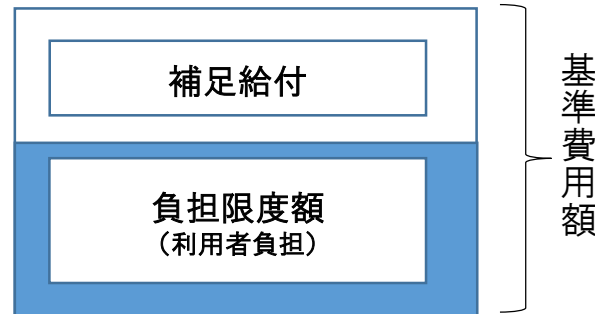
## 対象者

負担軽減の対象となる低所得者

利用者負担段階	主な対象者	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給者</li> <li>世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者</li> </ul>	かつ、預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円以下</li> </ul>	
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯全員が市町村民税非課税であって、第2段階該当者以外</li> </ul>	
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>世帯に課税者がいる者</li> <li>市町村民税本人課税者</li> </ul>	

※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。

## 制度のイメージ



基準額  
⇒食費・居住費の提供に必要な額  
補足給付  
⇒基準費用額から負担限度額を除いた額

## (2) 介護職員の更なる処遇改善

### ① 介護職員処遇改善加算（現行加算）について

#### 平成29年度介護報酬改定の概要

##### 1. 改定率について

- 平成29年度介護報酬改定は、介護人材の処遇改善について、平成29年度より、キャリアアップの仕組みを構築し、月額平均1万円相当の処遇改善を実施するため、臨時に1.14%の介護報酬改定を行うものである。

(参考)

介護報酬改定率：1.14%

(うち、在宅分：0.72%、施設分：0.42%)

※内訳は、1.14%のうち、在宅分と施設分の内訳を試算したもの

##### 2. 平成29年度介護報酬改定の基本的考え方とその対応

- 事業者による、昇給と結びついた形でのキャリアアップの仕組みの構築について、手厚く評価を行うための区分を新設する。
- 新設する区分の具体的な内容については、現行の介護職員処遇改善加算(I)の算定に必要な要件に加えて、新たに、「経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること（就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む）」とのキャリアパス要件を設け、これらを全て満たすことを要することとする。
- 上記に伴い、介護職員処遇改善加算の区分と加算率については、次頁以降のとおりとする。



# ①介護職員処遇改善加算（現行加算）について

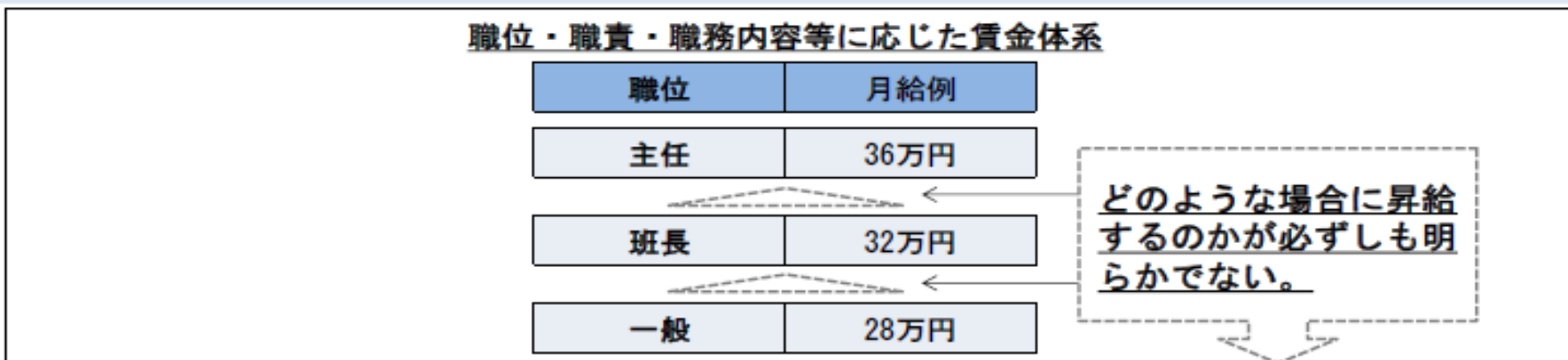
## 介護職員処遇改善加算の区分

	<b>加算(Ⅰ)</b> <b>(新規)</b> (月額3万7千円相当)	<b>加算(Ⅱ)</b> (※旧加算(Ⅰ)) (月額2万7千円相当)	<b>加算(Ⅲ)</b> (※旧加算(Ⅱ)) (月額1万5千円相当)	<b>加算(Ⅳ)</b> (※旧加算(Ⅲ)) (加算(Ⅲ)×0.9)	<b>加算(Ⅴ)</b> (※旧加算(Ⅳ)) (加算(Ⅲ)×0.8)
<b>算定要件</b>	キャリアパス要件Ⅰ 及び キャリアパス要件Ⅱ 及び <b>キャリアパス要件Ⅲ</b> + 職場環境等要件を満たす(平成27年4月以降実施する取組)	キャリアパス要件Ⅰ 及び キャリアパス要件Ⅱ + 職場環境等要件を満たす(平成27年4月以降実施する取組)	キャリアパス要件Ⅰ 又は キャリアパス要件Ⅱ + 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件Ⅰ キャリアパス要件Ⅱ + 職場環境等要件 のいずれかを満たす	キャリアパス要件Ⅰ キャリアパス要件Ⅱ + 職場環境等要件 のいずれも満たさず

(注) 「キャリアパス要件Ⅰ」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること  
 「キャリアパス要件Ⅱ」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること  
 「キャリアパス要件Ⅲ」…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること  
 「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること  
 ※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

# ①介護職員処遇改善加算（現行加算）について

## 介護職員処遇改善加算（拡充後）におけるキャリアアップの仕組みのイメージ



事業者において以下の①～③のいずれかに応じた昇給の仕組みを設けることを新たに要件とする  
 (就業規則等の明確な根拠規定の書面での整備・全ての介護職員への周知を含む) ※昇給の方式は、基本給、手当、賞与等を問わない。

①経験			②資格			③評価		
職位	勤続年数	月給例	職位	資格	月給例	職位	実技試験の結果	月給例
主任	6年～	36万円	主任	事業者が指定する資格を取得	36万円	主任	班長試験でS評価	36万円
班長	3～6年	32万円	班長	介護福祉士	32万円	班長	一般試験でA評価以上	32万円
一般	～3年	28万円	一般	資格なし	28万円	一般	一般試験でB評価以下	28万円

※1 「経験」…「勤続年数」「経験年数」などを想定。

※2 「資格」…「介護福祉士」「実務者研修修了者」などを想定。ただし、介護福祉士資格を有して当該事業所や法人で就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。

※3 「評価」…「実技試験」「人事評価」などを想定。ただし、客観的な評価（採点）基準や昇給条件が明文化されていることを要する。

# ①介護職員処遇改善加算（現行加算）について

## 介護職員処遇改善加算に係る加算率について

### 1. 加算算定対象サービス

サービス区分	介護職員処遇改善加算の区分に応じた加算率				
	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
・（介護予防）訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13.7%	10.0%	5.5%	加算（Ⅲ）により 算出した単位 ×0.9	加算（Ⅲ）により 算出した単位 ×0.8
・（介護予防）訪問入浴介護	5.8%	4.2%	2.3%		
・（介護予防）通所介護 ・地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%		
・（介護予防）通所リハビリテーション	4.7%	3.4%	1.9%		
・（介護予防）特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護	8.2%	6.0%	3.3%		
・（介護予防）認知症対応型通所介護	10.4%	7.6%	4.2%		
・（介護予防）小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%		
・（介護予防）認知症対応型共同生活介護	11.1%	8.1%	4.5%		
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・（介護予防）短期入所生活介護	8.3%	6.0%	3.3%		
・介護老人保健施設 ・（介護予防）短期入所療養介護（老健）	3.9%	2.9%	1.6%		
・介護療養型医療施設 ・（介護予防）短期入所療養介護（病院等）	2.6%	1.9%	1.0%		

### 2. 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売、（介護予防）居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

# ①介護職員処遇改善加算（現行加算）について

## ○その他事務処理に係る留意事項

### 1 「処遇改善加算計画書」と「実績報告書」の提出について

- ・計画書→算定する月の前々月の末日 実績報告書→最終の支払いのある月の前々月の末日

### 2 賃金改善方法の周知について

- ・全ての介護職員に対し、計画書を用いて賃金改善方法などを周知

### 3 加算の算定額の用途について

- ・あくまで介護職員の賃金改善に充て、職場環境要件のための原資としては利用不可

### 4 賃金改善実施期間について

- ・加算の算定月数と同じ月数とする必要があり、計画書で最大2か月遅れの期間設定可

### 5 「処遇改善加算計画書」と「実績報告書」での作成単位の統一について

- ・計画書と同じ作成単位で実績報告書も提出（事業所単位若しくは法人一括）

### 6 賃金改善に係る比較時点の考え方について

- ・加算取得なしの賃金水準は、加算を取得する月の年度の前年度の賃金水準

### 7 加算区分Ⅳ、Ⅴの取り扱いについて

- ・加算Ⅳ、Ⅴについては、経過措置期間を経て、廃止される予定。新加算にも関連。

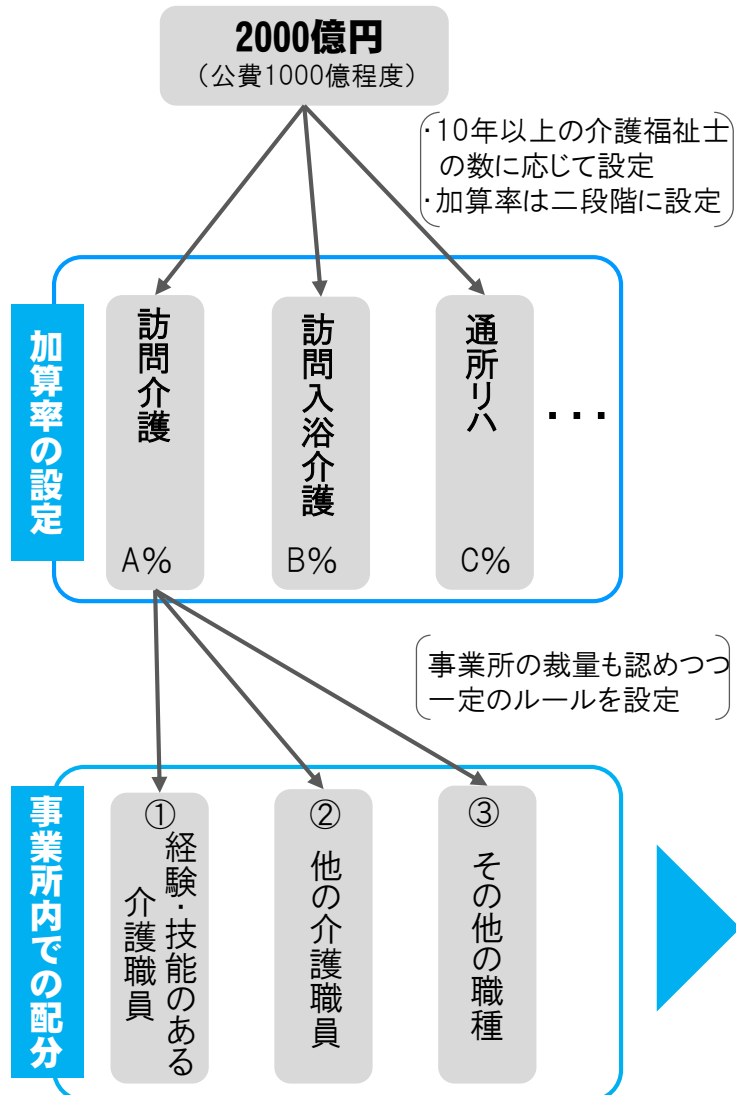
## ②介護職員の更なる処遇改善「特定処遇改善加算」

国費210億円程度  
※ 改定率換算+1.67%

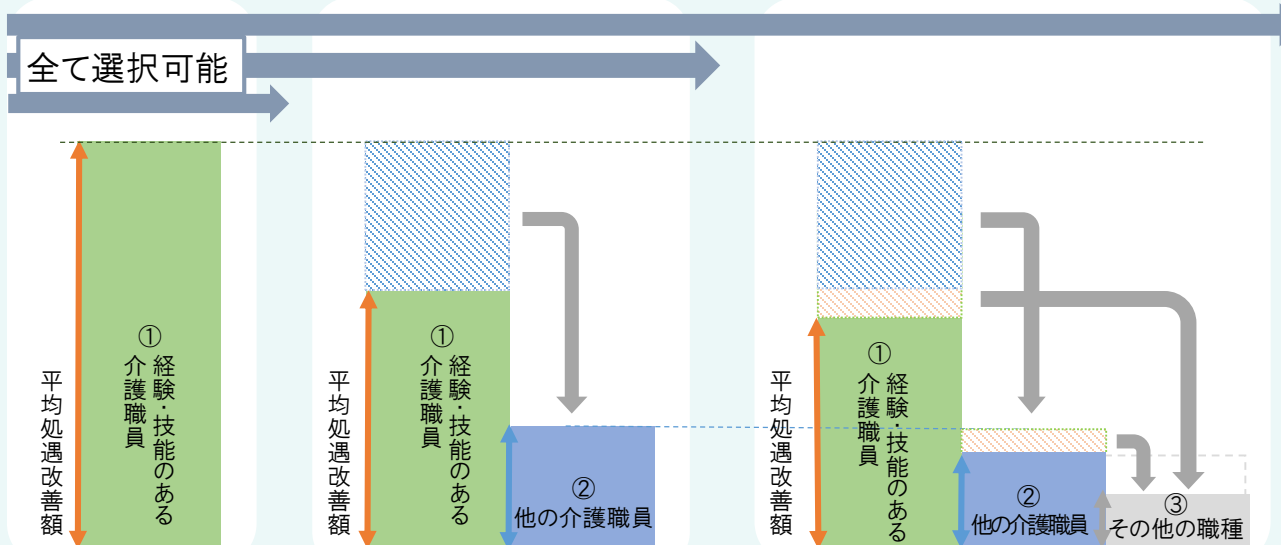
### ○ 新しい経済政策パッケージ（抜粋）

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、**経験・技能のある職員に重点化**を図りながら、**介護職員の更なる処遇改善**を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう**柔軟な運用を認めること**を前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について**月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠**に、公費1000億円程度を投じ、処遇改善を行う。



- ▶ ①経験・技能のある介護職員において「月額8万円」の改善又は「役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)」を設定・確保
    - リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を実現
    - ※ 小規模な事業所で開設したばかりである等、設定することが困難な場合は合理的な説明を求める。
  - ▶ 平均の処遇改善額が、
    - ・ ①経験・技能のある介護職員は、②その他の介護職員の2倍以上とすること
    - ・ ③その他の職種(役職者を除く全産業平均水準(年収440万円)以上の者は対象外)は、②その他の介護職員の2分の1を上回らないこと
- ※ ①は、勤続10年以上の介護福祉士を基本とし、介護福祉士の資格を有することを要件としつつ、勤続10年の考え方は、事業所の裁量で設定
- ※ ①、②、③内での一人ひとりの処遇改善額は、柔軟に設定可能
- ※ 平均賃金額について、③が②と比べて低い場合は、柔軟な取扱いが可能



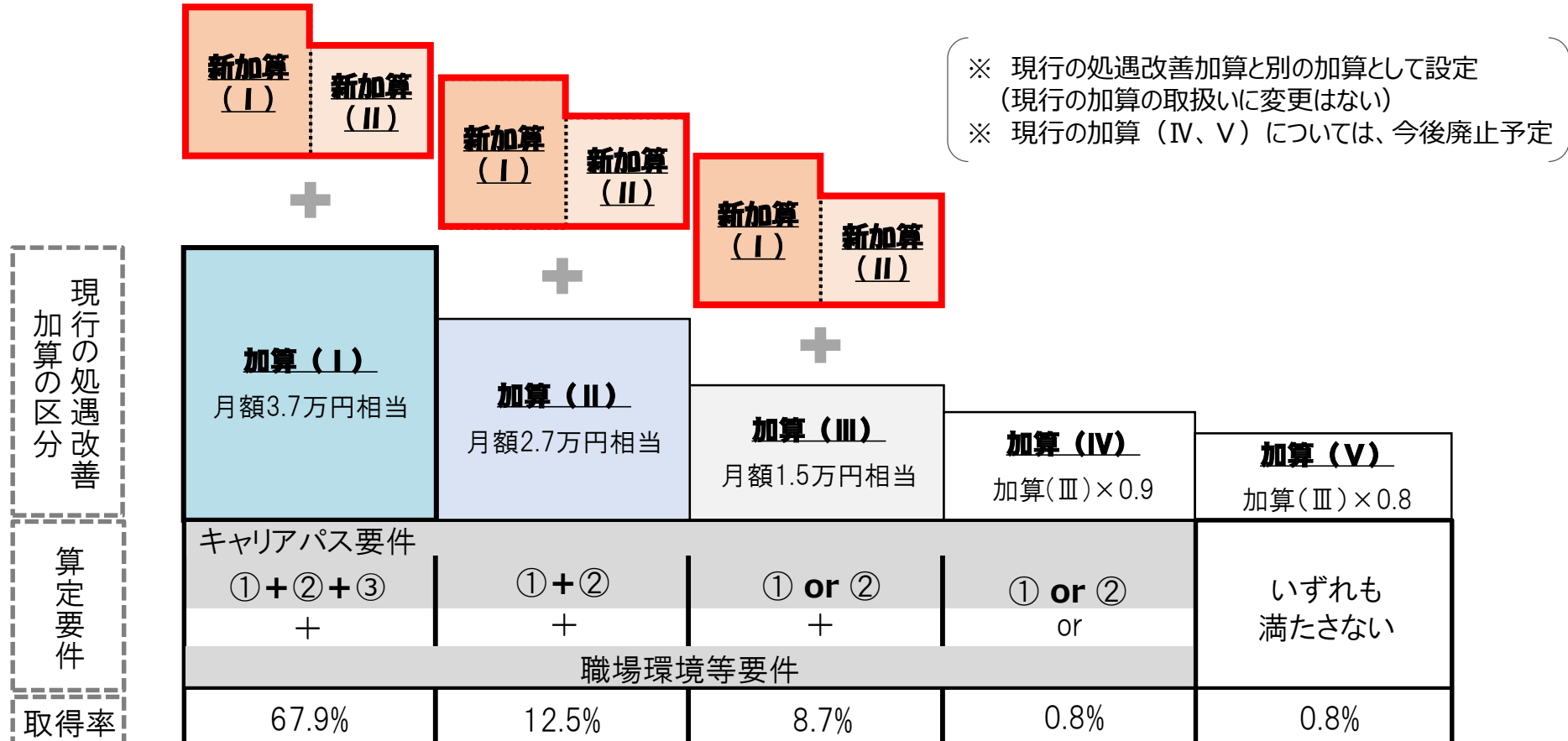
# 処遇改善加算全体のイメージ

## <新加算（特定処遇改善加算）の取得要件>

- ・ 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること
- ・ 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ・ 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

## <サービス種類内の加算率>

- ・ サービス提供体制強化加算（最も高い区分）、特定事業所加算（従事者要件のある区分）、日常生活継続支援加算、入居継続支援加算の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定
- ・ 加算率の設定に当たっては、1段階とした場合の加算率を試算した上で、原則、新加算（Ⅱ）の加算率はその×0.9となるよう設定（ただし、新加算（Ⅰ）と新加算（Ⅱ）で加算率の差が大きくなる場合（1.5倍を超える場合）には、×0.95となるよう設定）



# 介護職員等の処遇改善加算に係る加算率について

## 1. 加算算定対象サービス

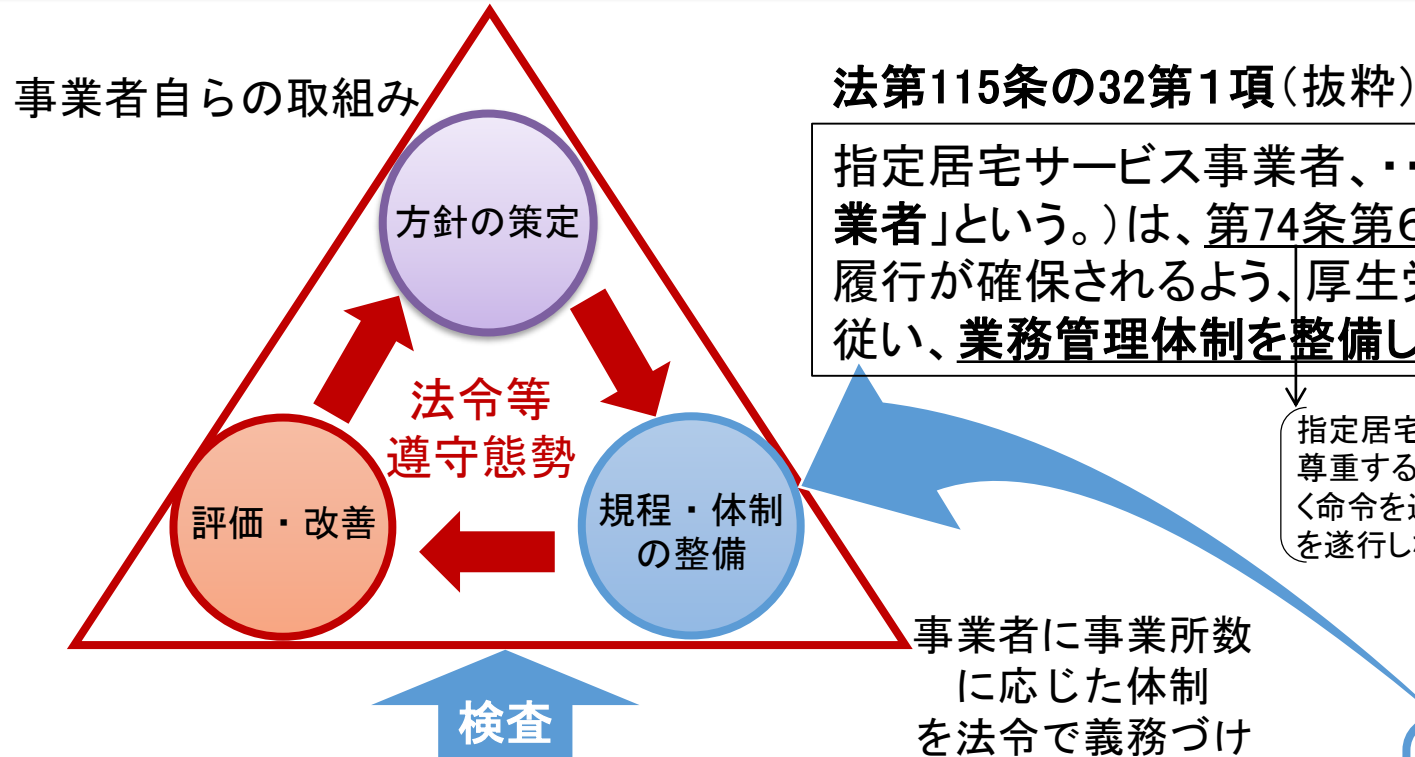
\* 1段階×0.95としたサービス区分

サービス区分	特定処遇改善加算		現行の処遇改善加算				
	新加算Ⅰ	新加算Ⅱ	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	加算Ⅴ
・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6.3%	4.2%	13.7%	10.0%	5.5%	加算(Ⅲ)により算出した単位 ×0.9	加算(Ⅲ)により算出した単位 ×0.8
・(介護予防)訪問入浴介護 *	2.1%	1.5%	5.8%	4.2%	2.3%		
・通所介護 ・地域密着型通所介護 *	1.2%	1.0%	5.9%	4.3%	2.3%		
・(介護予防)通所リハビリテーション	2.0%	1.7%	4.7%	3.4%	1.9%		
・(介護予防)特定施設入居者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 *	1.8%	1.2%	8.2%	6.0%	3.3%		
・(介護予防)認知症対応型通所介護	3.1%	2.4%	10.4%	7.6%	4.2%		
・(介護予防)小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 *	1.5%	1.2%	10.2%	7.4%	4.1%		
・(介護予防)認知症対応型共同生活介護 *	3.1%	2.3%	11.1%	8.1%	4.5%		
・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・(介護予防)短期入所生活介護	2.7%	2.3%	8.3%	6.0%	3.3%		
・介護老人保健施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(老健)	2.1%	1.7%	3.9%	2.9%	1.6%		
・介護療養型医療施設 ・(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	1.5%	1.1%	2.6%	1.9%	1.0%		
・介護医療院 ・(介護予防)短期入所療養介護(医療院)	1.5%	1.1%	2.6%	1.9%	1.0%		

## 2. 加算算定非対象サービス

サービス区分	加算率
(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、 特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、介護予防支援	0%

## 2 (1) 業務管理体制の整備・届出



指定居宅サービス事業者、…(以下「介護サービス事業者」という。)は、第74条第6項…に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない

### 業務管理体制の内容

#### 【事業所数100以上の事業者】

- 法令遵守責任者の選任
- 法令遵守規程の整備
- 法令遵守に係る監査の実施

#### 【事業所数20以上100未満の事業者】

- 法令遵守責任者の選任
- 法令遵守規程の整備

#### 【事業所数20未満の事業者】

- 法令遵守責任者の選任

区分	届出先
① 指定事業所又は施設が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する場合	厚生労働大臣
② 指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、かつ2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する場合	主たる事務所が所在する都道府県知事
③ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
④ ①、②及び③以外の事業者	都道府県知事

届出



## 2 (2) 加算等に関する手続きについて

### 居宅サービス加算届の提出期限

算定開始（変更・終了）月の前月15日まで

### 施設サービス加算届の提出期限

算定開始（変更・終了）月の当月1日まで

※加算関係も含め、今後、厚生労働省からの基準・報酬関係の通知があり次第、県ホームページにも掲載します。

各法人・事業所でも必ず厚生労働省・県・各保険者のサイトをご確認ください。

県指定関係提出先 〔東部〕 島根県高齢者福祉課

〔西部〕 島根県地域福祉課石見スタッフ

松江市指定関係（中核市指定分・地域密着分）提出先・・・松江市介護保険課

各保険者指定関係・・・各保険者介護保険・高齢者福祉担当課